

独立行政法人労働者健康安全機構
令和3事業年度業績評価委員会報告書

令和4年9月30日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員会委員

- 明石 祐二 (一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)
- 海野 信也 (北里大学名誉教授)
- ◎ 大前 和幸 (慶應義塾大学名誉教授)
- 砂原 和仁 (東京海上ホールディングス株式会社人事部専門部長)
- 武林 亨 (慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授)
- 内藤 晃 (航空連合会長)
- 松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(五十音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の令和3年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和4年6月17日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究及び試験事業について

－労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進－

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進については、施策の企画・立案に資するエビデンスを収集する目的で実施するプロジェクト研究、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえて、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための基盤的研究、行政の要請を受けて行う行政要請研究が着実に実施されている。

プロジェクト研究では、地場配送運転手の働き方や休み方に着目した研究が行われているが、今後の研究の展開として、医師の働き方改革の直近の課題とされている睡眠の確保や勤務間インターバルの取り方に本研究を反映させることについても期待される。

令和2年度に研究が終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計10課題については、令和3年度に外部評価を受け、いずれも目標値を上回る高い評価を受けている。

また、令和3年度から新たに、産業現場における労働災害防止の観点からの新技術の活用及び安全面の問題について、課題を抽出・分析し、新技術の開発と使用の両面から取り組む「新技術安全研究グループ」、過労死等の労働・社会分野の調査・分析に取り組む「社会労働衛生研究グループ」が設置され、研究を開始しており、今後の研究成果が期待される。

研究で得られた成果は、厚生労働省等へ提供することにより、労働安全衛生に関する法令、行政通達等の制改定等に貢献し、災害防止や安全衛生対策上のガイドライン等に活用されている。また、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等で発表するなど、対外的な成果の発信についても積極的に実施されている。

－労災疾病等に係る研究開発の推進－

労災疾病等に係る研究開発の推進については、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」及び「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域において、10テーマの研究が行われており、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組まれている。令和3年度までに終了した3テーマの研究成果は報告書として取りまとめており、いずれも外部評価で高い評価を

受けている。

また、労災病院に入院した患者の病歴と職業歴を蓄積している病職歴データベースを活用した研究において、特定の職業分類と疾患の関係性を明らかにし、その予防プログラムを実施するための基盤となる研究成果をあげており、労働者、産業保健関係者等に対し、有益な情報を発信したことは評価できる。

なお、当該研究の結果の公表により、特定の疾患との関係性が高い職業分類群の求人等に影響が出ないように、予防プログラムについても併せて周知してもらいたい。

研究成果の積極的な普及・活用については、広報用リーフレットを作成し、研究成果等を掲載している労災疾病等医学研究普及サイトに掲載され、両立支援コーディネーター研修等各種研修会参加者にも配布されている。また、英文誌に掲載された病職歴調査データを用いた研究の成果についても当該サイトに掲載し、ホームページアクセス件数の向上が図られている。さらに、産業医や事業場の労務担当者等を対象とする産業保健総合支援センターのメールマガジンや、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者等を対象とする労働安全衛生総合研究所メールマガジンを活用し、当該サイトの広報を実施することでもアクセス件数の向上が図られている。

(2) 労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施については、厚生労働省等からの依頼に基づき、災害調査、捜査事項照会・鑑定等が着実に実施されている。令和3年度については、労働災害調査を10件（安全9件、衛生1件）、鑑定・捜査事項照会等が8件（安全7件、衛生1件）実施されている。また、再発防止の観点から過去に発生した3件の災害調査報告書の要約版が労働安全衛生総合研究所のホームページで公開されている。

既に行政通達が発出されている、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露について、災害原因となった有機粉じんの毒性評価に係る研究が令和4年度から開始されることから、労働安全衛生施策等へ貢献できる成果が期待される。

(3) 化学物質等の有害性調査事業について

化学物質等の有害性調査の実施については、日本バイオアッセイ研究センターにおいて、国が指定した化学物質について発がん性試験等を実施していたが、令和3年3月に、一部の試験で標準操作手順書から逸脱した行為があったことが明らかになったことから、厚生労働省から一部の継続試験を除き、発がん性試験等の中断が指示されている。その後、厚生労働省からの改善指導を受け、標準操作手順書の改正や自己点検の実施、研究者倫理研修の実施、人的交流の促進、厚生労働省との協議、研究不正等の通報窓口の実効性の確保に取り組まれている。

人的交流については、機構内の複数の施設が参加する協働研究へ関与させることで、機構内部の各施設間の人的交流の活性化が図られており、他施設の研究者同士のコラボレーションによる相乗効果も期待される。

引き続き、厚生労働省の改善指導への対応を着実に進めるとともに、新たな化学物質規制の制度を踏まえた今後の業務運営について関係各所と調整、検討してもらいたい。

(4) 労災病院事業について

労災病院においては、前年度から引き続き、自治体からの要請等を踏まえ、コロナ専用病床の確保に努めつつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入が27病院で実施されている。そのうち、22病院においては感染拡大期には確保病床数の上限まで陽性患者を受け入れており、労災病院全体では延べ約6万人の入院患者を受け入れるなどコロナ禍において地域の医療提供体制の確保に貢献したことは高く評価できる。

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供については、地域の中核的役割を果たすため、地域医療支援病院の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、特定集中治療室等の病床数を増床したほか、高度医療機器についても計画的に更新するとともに、地域の医療需要、近隣医療機関の診療機能等を考慮した上で最適な病床機能区分の検討及び見直しが実施されている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下「コロナ感染拡大」という。）の影響により、受託検査件数の実績が落ち込んだが、紹介率・逆紹介率、症例検討会等の開催回数、患者満足度、治験症例数については、目標が達成されている。特に、治験症例数については、労災病院治験ネットワークの広報活動に努め、厚生労働省から要請のあった新型コロナウイルスワクチンのコホート調査及び一般成績調査に積極的に協力したことにより、前年度実績から大きく実績を伸ばしている。

令和6年度からの第8次医療計画では記載事項に、新興感染症対策が追加となることから、各労災病院が置かれた地域医療提供体制の中でどのような役割を担っていくのか等検討を進めてもらいたい。

(5) 産業保健活動総合支援事業について

産業医及び産業保健関係者への支援については、産業医の資質向上のための研修を積極的に実施するとともに、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるよう、地域のネットワークを構築するためのモデル事業を実施するなど、サポート体制が整備されている。

事業場における産業保健活動の支援については、年度当初及び年度末のコロナ感染拡大の影響による集合研修の中止により目標は達成できていないが、受講者からのアンケート結果を踏まえた研修テーマの設定やWEBを活用した専門的研修及び相談への対応を年度当初から積極的に実施したことや、年度後半からの動画配信サービスを活用したオンデマンド研修の開始等、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、利用者から前年度を上回る有益であった旨の評価を受けていることは評価できる。

産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）及び地域産業保健センター（地域窓口）における専門的相談については、コロナ禍以前より増加しており、事業者や産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応などの課題に対して、産業保健相談員の配置や電話、メール及びFAXによる相談を継続するとともに、コロナ禍における事業場の感染対策等、現場からの相談に積極的に応じるなど、状況に応じた適切な事業場への支援が実施されている。

産業保健活動総合支援事業の利用促進については、メールマガジンや情報誌「産業保健21」の発行による情報提供が行われている。治療と仕事の両立支援に係る周知活動としては、令和3年2月から、動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人を起用した、特設サイト「さんぽセンターWEBひろば」を開設し、産保センター等について、分かりやすく解説する動画の掲載を行うなど、積極的な広報活動が実施されている。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、化学物質規制の制度が、従来の法令準拠型から自律的な管理を基軸とする規制へ転換されることから、企業からの相談先として、産保センターでの対応も検討してもらいたい。

(6) 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成については、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会が開催されている。基礎研修については、前年度から引き続きオンデマンド配信やライブ研修を行うとともに、令和3年度からは、オンデマンド配信の講義途中での確認テストの実施やライブ研修の中で各自の端末からその場で回答をしてすぐに集計できるシステム（アンサーパッド）を導入するなど研修の質向上が図られており、前年度を上回る受講者の理解度及び有用度を得ていることは高く評価できる。また、全産保センターにおいて基礎研修修了者を対象に事例検討会が実施され、両立支援コーディネーターのスキルアップ及び地域のネットワーク構築につながっている。

治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進に向けて、職場復帰支援や両立支援を実施した事例の収集を行っており、令和元年度からは、従来のがん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルスの4疾病から、全ての疾病を対象を拡大して支援が実施されており、支援事例件数も増加している。支援終了者からのアンケート調査結果では前年度を上回る高い有用度が得られている。また、両立支援コーディネーターマニュアルについては、厚生労働省が作成した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、肝疾患、難病、心疾患を追加した両立支援コーディネーターマニュアルの改訂が行われ、令和4年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布が予定されている。

そのほか、一般社団法人日本専門医機構による専攻医の講習会及び専門医更新のための必修講習として、「治療と仕事の両立支援」が新たに追加され、両立支援についての医師への周知も進んでいる。引き続き、現場で得られた支援事例及び課題等を分析し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修等に反映させるよう取り組んでもらいたい。

(7) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊髄障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでが一貫して実施されている。社会復帰率に係る目標を達成し、医用工学研究の取組として、在宅での就労支援、あるいは住宅改造の支援等を行い、社会復

帰後における生活の質向上に取り組まれている。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施されており、それぞれ社会復帰率の目標は達成されている。医用工学研究の取組では、令和元年度に商品化した「スライディングボード」の普及活動に加え、厚生労働省が実施している「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディングボードの有効性の検証やモニター調査が実施され、移乗者及び介助者双方にとってより負担の少ないスライディングボードの開発について研究が開始されている。

また、両センターの医用工学研究に係る蓄積されたノウハウや開発機器等の普及のため、国際福祉機器展に出展されている。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払の実施に努めており、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間については、目標は達成されている。

また、立替払金の求償については、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るために、事業主等に対して求償通知や債権届出等の対応を図るなど、弁済可能な債権を確実に回収するように努めている。

令和3年度はコロナ感染拡大の影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットを作成するなど請求者の利便性の向上に努めている。

(9) 納骨堂の運営事業について

労働災害における産業殉職者の御霊を合祀するため、毎年秋に御遺族、関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式が開催されている。

慰霊の場としてふさわしい環境を整備するため、令和3年度においては、霊堂改修工事により、霊堂外壁の剥離・汚れ等を解消し、来堂者が歩きやすいバリアフリー化した広場で慰霊式を行うなどの取組により満足度調査結果の目標は達成されている。また、新たな取組として、インターネット（YouTube）によるライブ配信が行われている。

(10) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払については、国と密接な連携の上、令和4年1月に特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金を設け、建設アスベスト給付課を新設し、支払事務マニュアルの作成、非常勤職員の研修を完了している。

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査結果に基づき、令和4年3月に厚生労働大臣の認定を受けた86件の案件について、速やかに第1回目の支払が実施され

ている。

なお、基金については、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管理運営要領に基づき、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めている。

2 業務運営の効率化に関する事項について

業務運営の効率化に伴う経費節減等については、平成30年度と令和3年度の予算額を比較し、一般管理費については、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減額等の取組により、9.1%の削減、事業費については、WEB会議の活用による旅費の減額等の取組により、3.04%の削減となっている。

3 財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善に向けた取組については、経営改善推進会議を定期的を開催し、リアルタイムで業務運営の効率化を推進するなど、機構本部のガバナンスの充実・強化が図られている。

また、経営状況が悪化している病院に対して個別業務指導・支援を行うほか、病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更、病床数削減を行うなどの取組により経営改善が図られている。多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関としてコロナ患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和2年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は78.9%と目標は達成されている。

現在、コロナ専用病床を確保することにより、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が収入計上されるなど、通常時とは異なる病院運営となっているが、今後、組織としてポストコロナを見据え、いかに正常化していくか次の段階についても検討を進めてもらいたい。

共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同購入の実施、国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との高額医療機器に係る共同入札の実施により、削減効果が上げられている。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項については、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門・認定看護師、特定行為を行う看護師の育成及び産業医等の育成支援に取り組まれている。

また、障害者雇用については、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、機構本部と施設、障害者の就労を支援する機関が連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげ、法定雇用率を上回る雇用率が維持されている。

各研修のプログラムについてはアンケート等を基に見直すことで、研修受講者の有益度は目標を達成している。労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成に努め、国家試験合格率について目標は達成されている。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、当委員会の意見を業務に反映していることや内部統制委員会で業務部門ごとの業務フロ

ーを作成し、内在するリスク因子の把握とリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等の取組が進められている。また、内部監査室による各施設への監査の実施やバランススコアカードを用いた内部業績評価も実施されている。

公正で適切な業務運営については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組み、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性や情報セキュリティポリシー等の周知、指導及び改善が行われている。

5 今後の運営に向けて

日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法の逸脱行為について、厚生労働省からの改善指導への対応を着実に進めていくとともに、新たな化学物質規制の制度を踏まえた試験の実施について厚生労働省を始め関係部門と調整、検討をしてもらいたい。

労災病院事業はもとより、各事業については、コロナ感染拡大の影響により事業の実施が制限されるなかで、前年度までの経験を活かしつつ、感染防止対策に配慮しながら業務を進めてもらいたい。

オンライン会議やテレワークなど、業務のデジタル化が進み、働く人々の健康を取り巻く環境が大きく変化するなかで、従前にも増して、働く人々の職業生活を医療、健康の側面から支えることが重要となることから、引き続き、機構が蓄積した知見等を活用し、機構の役割が最大限発揮されることを期待する。

おわりに

機構は令和元年度から第4期中期目標期間として新たな目標を掲げて取り組んでいるが、当委員会の評価等を踏まえ、より効率的、効果的に実施し、働く人々の健康の保持・増進と安全の確保に一層取り組むことを期待する。

令和3事業年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和4年10月19日

独立行政法人労働者健康安全機構

1 今後の研究の展開について

プロジェクト研究では、地場配送運転手の働き方や休み方に着目した研究が行われているが、今後の研究の展開として、医師の働き方改革の直近の課題とされている睡眠の確保や勤務間インターバルの取り方に本研究を反映させることについても期待される。

(業績評価委員会報告書1頁「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」に係る御提言)

ご指摘のとおり医師の働き方改革においても、睡眠の確保や勤務間インターバルのとり方については重要な課題である。医師を含む他の業種についても当該研究について展開できるかどうか検討する。

職種ごとに働き方が様々であり、それぞれの特性の違いなどを考慮する必要があるが、その点も含めて検討する。

2 特定の職業と疾患の関係性に関する予防プログラムの周知について

労災病院に入院した患者の病歴と職業歴を蓄積している病職歴データベースを活用した研究において、当該研究の結果の公表により、特定の疾患との関係性が高い職業群の求人に影響が出ないように、結果だけでなく、予防プログラムについても周知してもらいたい。

(業績評価委員会報告書2頁「労災疾病等に係る研究開発の推進」に係る御提言)

当該研究に関連し、現在、脳、心血管疾患など生活習慣病に起因する交通事故が社会問題化していることを踏まえ、生活習慣の改善により脳・心臓疾患危険因子を低下させ、効果的に動脈硬化性疾患の発症を予防することを目的に、研究テーマ「タクシードライバーにおける動脈硬化疾患予防に向けた効果的な生活習慣指導法の開発」の研究を実施している。

証拠に基づく政策立案（EBPM）に資するため、研究から成果が得られた際には、その予防法、予防プログラムなどの知見についてホームページ等を活用し広く周知するとともに、産業保健総合支援センターにおいて実施している「産業保健におけるエビデンスに基づいた循環器疾患の予防」、「脳心臓血管による過労死の現状と予防対策」等の研修時に活用するなど周知してまいりたい。

3 日本バイオアッセイ研究センターの研究者と他施設との人的交流について

日本バイオアッセイ研究センターの研究者が、機構内の複数の施設が参加する協働研究へ関与することは、機構内部の各施設間の人的交流の活性化が図られ、研究者同士のコラボレーションによる相乗効果が期待される。

(業績評価委員会報告書2頁「化学物質等の有害性調査事業」に係る御提言)

現在、日本バイオアッセイ研究センターの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターにおける知見や研究方法を活かした協働研究を2課題実施している。今後も引き続き、協働研究を通じて施設同士の人的交流等を促進してまいりたい。

4 第8次医療計画における新興感染症への対応について

令和6年度からの第8次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されることから、労災病院の今後の役割について、検討を進めてもらいたい。
(業績評価委員会報告書3頁「労災病院事業」に係る御提言)

現在、厚生労働省の検討会において検討されている第8次医療計画の策定の動向を注視し、各労災病院が所在する都道府県の医療計画及び地域の実情を踏まえた上で、行政等と連携・協力のもとで新興感染症対応を含めた医療提供体制の検討を進めてまいりたい。

5 法令改正による化学物質への相談体制について

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、化学物質規制の制度が、従来の法律準拠型から自律的な管理を基軸とする規制へ転換されることから、企業からの相談先として、産保センターでの対応について検討してもらいたい。
(業績評価委員会報告書4頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

産保センターの相談員には労働衛生コンサルタント等が在籍しており、一定の化学物質に係る相談対応は可能となっている。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に係る労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の内容等については、厚生労働省の依頼に基づき、全国の産保センターに周知しているところである。

また、厚生労働省から委託を受けた化学物質管理に係る専門的な相談に係る窓口について、各産保センターに周知しており、相談があった際には相談窓口を紹介する等の対応を実施している。

今後、厚生労働省から化学物質に係る相談対応の強化等（例：化学物質管理者に対する講習の実施等）を要請された場合は、厚生労働省と連携の上、体制強化についての検討を行ってまいりたい。

6 事例収集及び課題分析による質向上について

治療就労両立支援センター等において、職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例を収集するとともに、全産保センターにおいて事例検討会を実施することにより、両立支援コーディネーターのスキルアップ及び地域のネットワーク構築につなげている。これらの支援事例及び課題等を分析し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修等に反映させるよう取り組んでもらいたい。
(業績評価委員会報告書4頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

引き続き、治療就労両立支援センター等で両立支援の事例を収集するとともに、産業保健総合支援センターで実施する事例検討会等で得られた支援事例や両立支援の課題も踏まえて「両立支援コーディネーターマニュアル」を更新し、両立支援コーディネーター研修会やセミナー等を通じて普及を図ってまいりたい。

7 ポストコロナを見据えた病院運営について

新型コロナウイルス感染症専用病床確保により、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が収入計上されるなど、通常時とは異なる病院運営となっているが、今後いかに正常化していくか、次の段階についても検討を進めてもらいたい。

(業績評価委員会報告書6頁「財務内容の改善に係る事項について」に係る御提言)

新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制は今後も継続することが予測され、感染収束後においても、早期の患者数回復は容易ではないと考える。

今後の病院運営の正常化に向けては、感染収束後の患者確保が少しでも円滑に図れるよう、紹介患者確保に向けた開業医等に対する営業・広報活動、救急患者確保に向けた救急隊との関係構築等の取組について、今の段階からでも可能な限り実施するよう、各労災病院に対して各種会議において指示している。

一方で、以上の取組を実施した上でもなお患者数の回復が困難な場合を想定し、地域医療ニーズ及び各労災病院の診療機能等を踏まえた今後の病床機能及び適正病床数についても検討を図るよう併せて指示している。